

TAX LAW NEWSLETTER

2017年2月号 (Vol.24)

国税庁、米国リミテッド・パートナーシップを
パススルー（構成員課税）と取り扱うとの見解を公表

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. これまでの議論	弁護士・税理士 大石 篤史 TEL. 03 5223 7767 atsushi.oishi@mhmjapan.com
III. 今回の国税庁の見解の内容	
IV. 最高裁判決との関係（納税者のパススルー／ 団体課税の選択が認められるか）	弁護士 栗原 宏幸 TEL. 03 6266 8727 hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com
V. 実務への影響	税理士 山田 彰宏 TEL. 03 5223 7770 akihiro.yamada@mhmjapan.com

I. はじめに

2017年2月9日、国税庁は、米国のリミテッド・パートナーシップ（以下「米国LPS」といいます。）を日本の税法上パススルー（構成員課税）と取り扱うとの見解を公表しました¹。

この見解は、米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ（以下「デラウェアLPS」といいます。）を通じて得た米国源泉所得に対する米国での源泉課税について、後述の最高裁判決を契機として疑義が生じていた状況を踏まえ、国税庁の見解を明らかにしたものと考えられます。

本ニュースレターでは国税庁の見解を紹介し、実務への影響について解説いたします。

II. これまでの議論

米国LPS、とりわけデラウェアLPSは、我が国において主に米国への投資のためのヴィークルとして実務上頻繁に用いられてきました。そして、後述の最高裁判決が出るまでは、日本の税法上デラウェアLPSが得た所得はパススルー（構成員課税）、すなわちデラウェアLPS自身ではなくその構成員が直接稼得するものと実務上取り扱われてきました。

しかし、デラウェアLPSを用いた取引の税務処理に対して国側が争った結果、裁判所において、デラウェアLPSが日本の税法上パススルーなのか、それとも「法人」に該当しデラウェアLPS自身が納税者となるのか（団体課税）が争われるようになり、下級審では判断が分かれていました。

そのような状況の下で、最高裁は、2015年7月17日の判決において、当該判決の事

¹ 国税庁のウェブサイトの英語版でのみ入手可能
(https://www.nta.go.jp/foreign_language/tax_information.pdf)。

TAX LAW NEWSLETTER

案におけるデラウェア LPS は、パススルーではなく日本の税法上「法人」に該当する（団体課税）と判断しました²。

この最高裁判決は従前の実務の取扱いと正反対の判断であったことから、判決後のデラウェア LPS を通じて得た米国源泉所得に対する米国での源泉課税について、実務上の疑義が指摘されていたところでした。すなわち、デラウェア LPS が日本の税務上「法人」として取り扱われる場合に、日本の居住者がデラウェア LPS を通じて米国に投資したとき、その投資から得られる所得（配当、利子等）に対する米国での源泉徴収について日米租税条約の軽減税率又は免税措置を適用することができないのではないか、という点が問題とされてきました³。

今回の国税庁の見解は、以上の状況を踏まえて、主に日本の居住者による日米租税条約上の特典享受を可能とすることを目的として公表されたと考えられます。

Ⅲ. 今回の国税庁の見解の内容

今回の国税庁の見解の内容は、以下の通りです。

- ① 国税庁は、米国 LPS を通じて日本の居住者（年金基金等）が得る所得の取扱いについて、納税者が明確化を求めていることを認識している。一部の納税者は、最高裁の 2015 年 7 月 17 日判決を受けて、米国 LPS は原則としてパススルーではなく団体課税として取り扱われるべきではないかとの懸念を持つに至っている。
- ② 2005 年の税制改正（外国パートナーシップの損金算入制限措置の新設）に照らし、国税庁は、米国 LPS を通じて得る所得に係る構成員課税の取扱いについて一切の異議を唱えないものとする。
- ③ 国税庁は、米国 LPS で日本の居住者を構成員として有するものに支払われかつ米国 LPS を通じた所得を、米国 LPS からの分配の有無にかかわらず、当該構成員が得たものとして、また、直ちに当該構成員のもとで課税に服するものとして取り扱う。また、当該構成員のもとでの所得の性質及び源泉は、米国 LPS によって認識された源泉から直接認識したものとして決定される。但し、米国 LPS が米国税法上法人として課税される団体として分類される旨の選択を行っていないことを条件とする⁴。
- ④ 従って、日米租税条約の適用上、米国 LPS を通じて所得を稼得する日本の居住者で条約上の他の要件を全て満たすものは、条約上の特典を享受する資格を有することとなる。

² 最高裁 2015 年 7 月 17 日判決民集 69 巻 5 号 1253 頁

³ 日本の居住者が米国法に基づいて組成される団体を通じて取得した米国源泉所得は、当該所得が日本において当該団体の所得として取り扱われる場合（すなわち団体課税の場合）、パススルーとなる場合と異なり、日米租税条約上の特典を受けることはできません（日米租税条約 4 条 6 項 (e)）。そのため、デラウェア LPS が日本において団体課税とみなされた場合、日本の居住者がデラウェア LPS を通じて得た米国源泉所得について同条約上の特典を享受できないこととなります。

⁴ 「法人として課税される団体として分類される旨の選択」とは、米国のいわゆる check-the-box regulations に基づく選択を指していると考えられます。

TAX LAW NEWSLETTER

以上が国税庁の見解ですが、その射程については以下のように考えることが可能です。

まず、前述の最高裁判決はデラウェア LPS について判断したものです。今回の国税庁の見解は米国 LPS（原文では“U.S. Limited Partnership”）を対象としています。そのため、国税庁としては、デラウェア LPS だけではなく、米国のいずれの州で設立されたりミテッド・パートナーシップであっても、パススルーと取り扱うことが今回の見解によって明確化されたと考えられます。

また、国税庁の見解は、上記④のとおり、米国 LPS（特にデラウェア LPS）を通じて米国に投資する日本の居住者が日米租税条約上の特典を享受できることを明確化する点に主眼があるように思われます。しかしながら、上記②及び③によれば、米国 LPS のパススルーの取扱い日米租税条約適用の場面に限定されていないため、日本の税法のあらゆる場面において妥当すると考えられます⁵。

IV. 最高裁判決との関係（納税者のパススルー／団体課税の選択が認められるか

- 前述の最高裁の「法人」該当性の判断は、主にデラウェア LPS の設立根拠法の内容に基づいているため、その判断の射程は、当然、同事案以外の他のデラウェア LPS にも及ぶと考えられます。よって、米国 LPS のうち少なくともデラウェア LPS については、日本の税法上「法人」に該当する（団体課税）というのが現時点における正しい法解釈であると考えられます。
- これに対し、一般に、国税庁による法解釈はあくまで税務行政上の取扱いを示したものに過ぎず、正しい法解釈であることは保証されません。とりわけ、国税庁の法解釈が最高裁の法解釈と異なる場合には、当然に最高裁の法解釈が優先することになります。
- 以上を前提とした場合、今回の国税庁の見解をどのように考えるべきかが問題となります。この点、上記②の「構成員課税の取扱いについて一切の異議を唱えない」（原文では“the NTA will no longer pursue any challenge to the fiscally transparent entity (FTE) treatment”）という表現からは、国税庁としては最高裁判決の判断を尊重しつつも（すなわち、デラウェア LPS を「法人」と解釈するのが正しい法解釈であると認めつつも）、納税者が（最高裁判決と異なり）デラウェア LPS についてパススルーを前提とした税務処理を行ったとしてもこれを争わない、という趣旨にも解釈できます。

⁵ 米国 LPS が法人であることを前提に既に申告を行った納税者や、米国 LPS が法人であることを理由に既に更正を受けた納税者が、今後更正の請求を行うことができるかという点は、今回の国税庁の見解からは必ずしも定かではありません。仮にそれが認められない場合は、税法の解釈として首尾一貫しないという問題があるように思われます。

TAX LAW NEWSLETTER

このように考える場合、今回の国税庁の見解は、(米国 LPS が米国税法上団体課税の選択を行っていない限り) 日本の税法上、納税者にデラウェア LPS についてパススルー／団体課税の選択権を認めたものと評価することが可能です⁶。

- しかしながら、上記③からは、納税者による選択の余地を認めず、パススルーの取扱いのみを認めるというのが国税庁の立場であるようにも解釈でき、仮にそうであるとすれば、最高裁の判断とは整合しません。
- さらに、上記③によれば、パススルーの取扱いは「米国 LPS が米国税法上法人として課税される団体として分類される旨の選択を行っていないこと」を条件とするため、米国の check-the-box regulations において団体課税に服する旨の選択を行った米国 LPS については、日本の税法上もパススルーではなく団体課税になると考えられます。しかし、米国税法上の取扱いによって日本での税法上の取扱いが左右されるという考え方も、上記の最高裁判決とは整合しません⁷。
- 以上のように、今回の国税庁の見解は、現行法上認められない解釈である可能性があります。最高裁の法解釈を制限・変更する場合には本来は立法によるべきと考えられますので、今回の国税庁の対応は異例のものあり、今後の動向が注目されます。

V. 実務への影響

- 仮に、納税者によるパススルー／団体課税の選択の余地を認めず、米国 LPS が米国税法上団体課税の選択を行っていない場合はパススルーの取扱いのみを認めるというのが国税庁の立場であるとする、今後、デラウェア LPS は「法人」であるという最高裁の解釈のもとでは課税されないはずの納税者に対して、デラウェア LPS はパススルーであるという今回の国税庁の見解が適用され、納税者が想定外の課税処分を受けるといった事態が生じる可能性があります。これは、デラウェア LPS を「法人」とみるかパススルーとみるかにより、例えば以下のような違いが生じるためです。
 - デラウェア LPS の収益の日本税務上の計上時期
 - デラウェア LPS を通じて得た収益の所得種類などの日本税務上の取扱い
 - 過去の税務訴訟で争われたようなデラウェア LPS の損失の日本税務上の取扱い

⁶ しかし、現行税法上、かかる選択権が許容される根拠は定かではありません。最高裁判決に従えば課税が行われるべき場面において、課税庁の裁量により、課税を免除することを許容してよいのか、という論点は残るようにも思われます。

⁷ 米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC) は、check-the-box regulations の対象であるにもかかわらず、国税庁は、「法人課税又はパス・スルー課税のいずれの選択を行ったかにかかわらず」日本の税法上は法人であると結論づけています

(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/31/03.htm>)。今回の国税庁の見解は、かかる米国 LLC の取扱いとも整合しない面があるように思われます。

TAX LAW NEWSLETTER

- しかし、前述のとおり、今回の国税庁の見解は最高裁の法解釈を覆すことができないため、パススルーを前提とした課税処分は違法であるとして争う余地はあるものと考えられます。
- 今後、新たに LPS を用いたストラクチャーを組成するに際しても、国税庁の見解と最高裁の法解釈が対立しているデラウェア LPS は、法的安定性が低く、使いにくいといわざるを得ません。引き続き、課税関係の明らかなヴィークル（パススルーのヴィークルとしてはケイマン LPS など、また法人のヴィークルとしてはデラウェア LLC など）の利用を優先せざるを得ない状況が続くように思われます。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com